

平成26年4月1日からの各種料金等は、次のとおりとなりました。
(平成26年4月1日から適用)

《水道料金》1ヶ月あたり						《加入金》		《各種手数料》	
基本料金			従量料金(1m ³ あたり)			口径 mm	加入金	項目	手数料
用途	口径 mm	料金	用途	使用水量	料金	13	79,920円	指定給水装置 工事事業者指 定手数料	10,000円
一 般 用	13	1,188円	一 般 用	0~10m ³	108円	20	192,240円	開栓 手数料	2,000円
	20	1,404円		11~20m ³	216円	25	302,400円	閉栓 手数料	2,000円
	25	4,536円		21~30m ³	302.4円	30	421,200円	消防演習 立会手数料	2,000円
	30	6,696円		31~50m ³	378円	40	822,960円	設計審査及び 工事検査 手数料	5,000円
	40	11,880円		51~100m ³	453.6円	50	1,645,920円	各種証明 手数料	300円
	50	19,440円		101~500m ³	496.8円	75	4,114,800円		
	75	45,360円		501~2000m ³	518.4円	100	7,365,600円		
	100	82,080円		2001m ³ ~	572.4円	150	16,092,000円		
	150	190,080円				151以上	別に定める		
公衆浴場用	一般用と同額		公衆 浴場 用	0~100m ³	108円				
臨時用	一般用と同額			101~500m ³	205.2円				
			臨時用	501m ³ ~	237.6円				
				1m ³ ~	572.4円				

※新規に水道を引き込む場合にかかる料金

※なお、水道料金の適用日については、4月1日以前から継続して給水を受けている方は、平成26年5月検針分(4月使用分)から適用となります。

《特例措置》

- ・ 淡路市域で4月1日から給水を受けている大口径の水道料金は下記のとおり。

※なお、4月1日以前から継続して給水を受けている方は、平成26年5月検針分(4月使用分)から適用となります。

(1ヶ月あたり)

口径 mm	料金の区分	料金の額
100	基本料金	117,504円
150	基本料金	274,104円
100 150	従量料金	1m ³ につき 712.8円